

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地改良事業)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)(国税) (住民税:外(自動連動))(地方税)
3	内容		《制度の概要》 法人が土地改良法による換地処分に伴い受け取る清算金で代替資産を取得した場合、圧縮限度額の範囲内で代替資産の帳簿価額を損金経理により減額したとき、又はその圧縮限度額以下の全額を積み立てる方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額を損金算入できる。 注)換地処分とは、基盤整備事業等の実施による農用地の区画形質の変更に伴い、工事前の土地に対し、その土地に代わる工事後の新たな土地(換地)を定め、一定の法手続を経た後、当該換地を工事前の土地とみなす行政処分である。 《関係条項》 租税特別措置法第 64 条
4	担当部局		農林水産省 農村振興局 整備部 土地改良企画課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年8月 分析対象期間:令和2年度～令和6年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和 26 年度創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 基盤整備の実施による担い手への農地の集積・集約化、農地の大区画化の推進。 《政策目的の根拠》 ○土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号) (目的及び原則) 第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もつて農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

		2 土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。 ○食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定） 第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 食料自給力の確保 (3) 農業の生産基盤の確保に向けた取組 ② 農業生産基盤の整備・保全 (4) 生産性向上に向けた取組 ① 生産性向上に向けた基盤整備 ア スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備 〈食料、農業及び農村に関する施策の KPI〉 担い手への農地集積率：60.4%(2023 年度)→7割(2030 年度) ○土地改良長期計画（令和3年3月23日閣議決定） 第4 政策課題を達成するための目標と具体の施策 1 政策課題と政策目標の枠組み 政策課題1：生産基盤の強化による農業成長産業化 政策目標1 担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産 (1) 担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を図る農地の大区画化等の基盤整備の推進コスト削減を通じた農業競争力の強化 2 目指す成果と達成に向けて講ずべき施策 イ 施策の成果目標 ② 活動指標 ・ 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率約8割以上 ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 第Ⅰ．総論 5.「成長への道筋」に沿った主要施策例 (1) 民間の力を最大限引き出す ⑤ 農林水産業を成長産業にする ○農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月21日改訂） Ⅲ 政策の展開方向 6. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【大目標】 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

			【中目標】 I－1 我が国の食料供給 【政策分野】 ②食料自給力の確保																								
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	担い手への農地の集積・集約化、農地の大区画化を推進するため、農業の持続的な発展に必要な基盤整備を本措置により円滑に実施すること。																								
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	担い手への農地の集積・集約化、農地の大区画化の推進を図るため、換地処分を伴う基盤整備を実施する場合、本措置により基盤整備が円滑に実施されることにより、農業の持続的な発展に寄与する。																								
9	有効性等	① 適用数	単位：件 <table><tr><td>区分</td><td>令和 2年度</td><td>令和 3年度</td><td>令和 4年度</td><td>令和 5年度</td><td>令和 6年度</td></tr><tr><td>適用数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ※ 農村振興局土地改良企画課調べ。 ※ 租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することは困難であることから、毎年度、各都道府県に対して調査を行い、適用数等を把握した。 ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税における適用件数は同一。	区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	適用数	0	0	0	0	0												
区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度																						
適用数	0	0	0	0	0																						
		② 適用額	単位：百万円 <table><tr><td>区分</td><td>令和 2年度</td><td>令和 3年度</td><td>令和 4年度</td><td>令和 5年度</td><td>令和 6年度</td></tr><tr><td>法人税</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> ※ 農村振興局土地改良企画課調べ。 ※ 租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することは困難であることから、毎年度、各都道府県に対して調査を行い、適用数等を把握した。	区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	法人税	－	－	－	－	－	法人事業税	－	－	－	－	－	法人住民税	－	－	－	－	－
区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度																						
法人税	－	－	－	－	－																						
法人事業税	－	－	－	－	－																						
法人住民税	－	－	－	－	－																						
			【算定根拠】 －																								

	③	減収額	単位：百万円 <table><tr><th>区分</th><th>令和 2年度</th><th>令和 3年度</th><th>令和 4年度</th><th>令和 5年度</th><th>令和 6年度</th></tr><tr><td>法人税</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>減収額 計</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※ 農村振興局土地改良企画課調べ。 ※ 租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することは困難であることから、毎年度、各都道府県に対して調査を行い、適用数等を把握した。 【算定根拠】 —	区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	法人税	—	—	—	—	—	法人事業税	—	—	—	—	—	法人住民税	—	—	—	—	—	減収額 計	—	—	—	—	—
		区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度																										
法人税	—	—	—	—	—																												
法人事業税	—	—	—	—	—																												
法人住民税	—	—	—	—	—																												
減収額 計	—	—	—	—	—																												
	④	効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 換地処分を伴う基盤整備を実施する場合に、本措置があることにより、事業の参加に対する法人の理解が得られやすいことから、基盤整備の円滑な実施が可能となる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、担い手への農地の集積・集約化、農地の大区画化を推進するための基盤整備の円滑な実施が可能となる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本措置は、法人が換地処分に伴い受け取る清算金により代替資産を取得した場合に適用されるものであるところ、法人の場合は規模拡大に伴い清算金を支払うケースが多いこと、更に、法人経営であっても農地の所有権は法人の代表者の個人名義である場合も多く、事業実施後に法人化されることもあることから、過去5年間に於いて、本措置の適用がなかったものと考えられる。 一方、今後、法人が換地処分に伴い受け取る清算金により代替資産を取得することも想定されるため、本措置は引き続き必要である。																														

		⑤ 税収減を是認する理由等	過去5年間に於いて本措置の適用はなかったが、事業参加者である法人に対して本措置が設けられていることにより、担い手への農地の集積・集約化や農地の大区画化を推進するための基盤整備が円滑に実施されることから、税収減を是認する効果が発揮されているものと考えられる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	担い手への農地の集積・集約化や農地の大区画化を推進するための基盤整備を円滑に実施する上で、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減させることが効果的である。 このため、予算上の措置（補助事業・交付金事業）と比較して、毎年度の予算額に左右されることがなく、税負担を軽減することが可能な租税特別措置の手法を採ることが妥当であると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	換地処分を伴う基盤整備に対しては国等による補助が講じられているが、換地処分に伴う清算金により代替資産を取得した場合の税負担の軽減措置は本措置のみである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		近年本措置の実績はないが、スマート農業の導入や担い手への農地の集積・集約化、地域計画と連携した農地の大区画化を推進する上で、基盤整備を円滑に実施するための本租税特別措置は引き続き継続すべきである。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年5月～8月